

盛岡市中央卸売市場跡地の建物解体について

平成 17 年 8 月 29 日

産業部中央卸売市場

市場跡地の区画 1 は、本年 6 月に土地売買契約を締結し、契約の相手方である(株)ユニバースが建物を解体する予定であったが、全国的にアスベストによる危険性が顕在化し、一部に使用されている非飛散性アスベスト含有建材について、(株)ユニバースと解体及び処分方法について協議を行なってきたものである。当初は、労働安全衛生法の規定に基づく石綿障害予防規則等現行の関係法令に従った解体を予定していたが、現行法の措置に加え、周辺住民及び作業者の安全を確保するため、両者協議のうえ、可能な限り水準の高い方法により施工しようとするものである。

1 アスベスト対策追加工事について

アスベスト含有建材は、解体から産業廃棄物処分場で処分するまで、粉碎は一切行わず、飛散防止に万全を期することとし、具体的には、現行法に基づく当初計画に加えて、別紙 1 のとおり安全対策の充実を図ることとする。

- (1) 施工場所 盛岡市津志田西二丁目 15 番 5, 31 番 4
(区画 1 35,690.93 m²)
- (2) 解体建物 区画 1 内の建物 8 棟 (別紙 2), 埋設給水管
- (3) 追加工事費 65,430,000 円

2 費用負担について

建物の解体工事は(株)ユニバースが施工するものであり、現行法の基準以上にアスベスト含有建材の解体及び処分を実施するにあたり、新たに発生する費用について(株)ユニバースと協議し、それぞれ 1/2 を負担することとして、協定を締結しようとするものである。

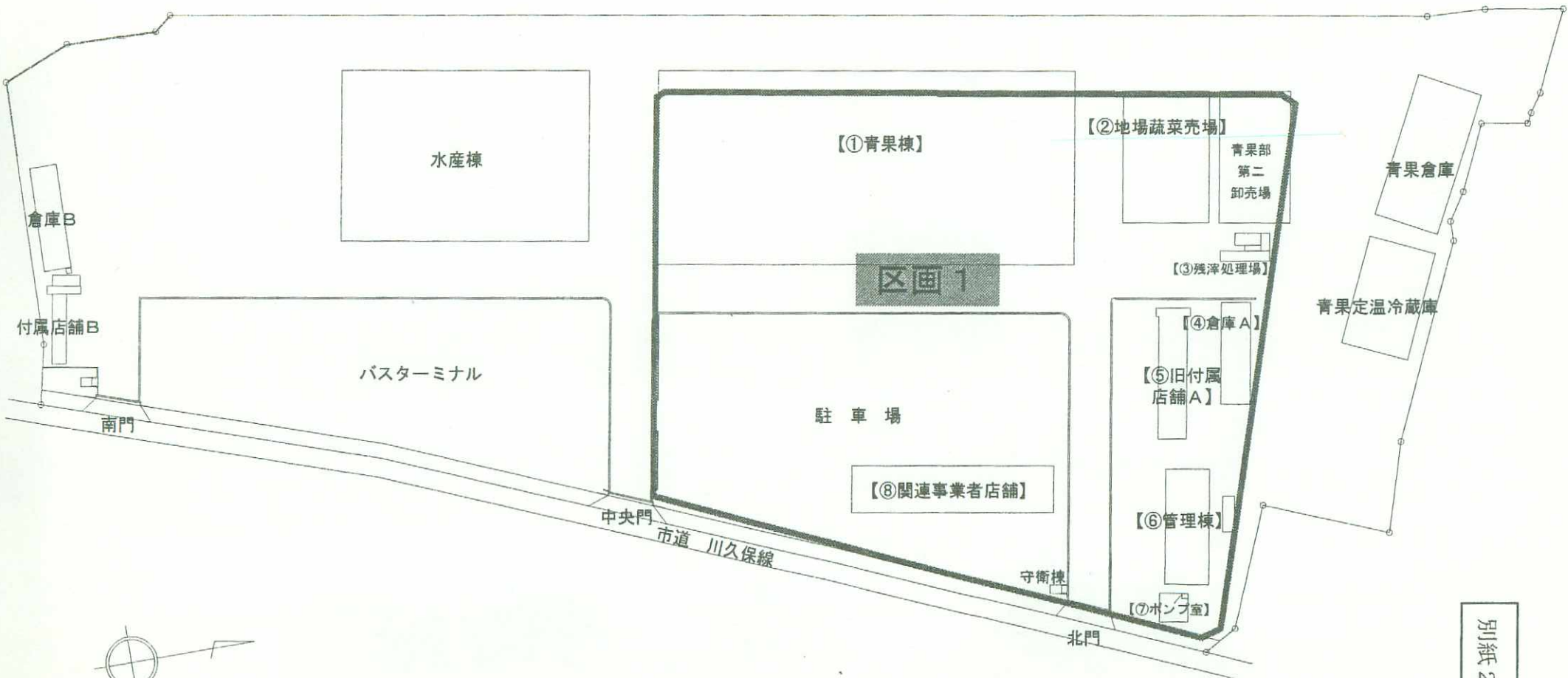
盛岡市負担額 32,715,000 円

アスベスト対策当初工事計画と追加工事計画

項目	当初工事計画	追加工事計画
1. 対象	(1) アスベスト含有が 確実な建材のみを 想定	(1) アスベスト含有が疑われる建材も含め、対象範囲を拡充し、必要に応じてアスベスト含有に関する定性・定量検査を実施し適切に対処する。
2. 仮囲等	(1) 区画周囲 2m 囲い (2) 出入口は通常のシートゲート式	(1) 区画周囲を 3 m 以上のガード鋼板囲いとする。 (2) 鋼板外面に安全作業や周辺環境へ配慮した塗装を行う。 (3) 出入口は内部で 2 重化し外部への飛散防止を講じた構造とする。
3. 仮設等	(1) 建物壁面程度の高さのメッシュシート囲い	(1) 建物内部にアスベスト含有建材が存する建物については防災シート等の厚みのあるシートによる屋根上 2m の高さの周囲 4 面囲いを行い、また、室内の窓等にもシート掛けを行い飛散防止を図る。 (2) 建物外部にアスベスト含有建材が存する建物については屋根上 2m の高さの周囲 4 面囲いを行い、また屋根上にもシート掛けを行う。(青果棟は建物形状を利用した仮設囲いとする。) (3) 仮設高増に伴い、安全ネットや安全手摺の追加設置を行う。 (4) 移設型の密閉減圧室等を使用し、アスベスト含有建材の状況に応じた適切な飛散防止措置を講ずる。 (5) 埋設管撤去については、移設可能な仮設囲い等を設置し飛散防止措置を講ずる。
4. 養生	(1) 必要に応じた通常のビニールシート養生	(1) アスベスト含有建材の解体作業場所床面にプラスチックシート(0.15mm 厚以上)とビニールシートの 2 重敷き養生を行う。 (2) 必要に応じて窓面、壁面のシート掛け養生を実施する。 (3) 室内のアスベスト含有建材の撤去に際しては、隙間を塞ぎ密閉化を図る。 (4) 室内シート養生に伴い作業足場の追加設置を行う。

項目	当初工事計画	追加工事計画
5. 解体工事	(1) 散水により湿潤化を図った分別解体	(1) アスベスト含有建材については飛散抑制剤等を使用し湿潤化を図りながら原形を保持した原則手作業での解体作業とする。 (2) 解体作業にあたっては、使い捨て防塵マスク・防塵服等の保護具を使用し作業者の安全確保を行う。 (3) 解体作業後は清掃を徹底する。
6. 仮置場	(1) 必要に応じシート掛けを行った仮置場	(1) アスベスト含有建材の集積に際しては慎重な取り扱いを行い飛散防止を図る。 (2) 仮置作業にあたっては保護具を使用し作業者の安全確保を行う。 (3) 風雨の影響がない場所に撤去済アスベスト含有建材の仮置場を設置し、ビニールシートに加え防炎シート等の厚みのあるシートの2重掛けを実施する。
7. 搬出	(1) 荷台にシート掛けを行った車両による搬出	(1) 搬送車両は密閉可能なコンテナを使用したものとし、積込積下作業は湿潤化を図りながら手作業を原則とする原形を保持した慎重な取り扱いを行い飛散防止を図る。 (2) 積込積下作業に際しても保護具を使用し作業者の安全確保を行う。 (3) 解体後のアスベスト含有建材は、原形を保持したままでの産業廃棄物処分場への埋設処分とするが、万が一、解体作業にあたり発生した破片などは飛散性の有無を判断し適正処理を行う。
8. 環境測定	なし	(1) 作業前・作業中・作業後に、解体建物内・解体建物外・敷地外のアスベスト粉塵測定など必要な環境測定を実施し、大気汚染防止法等の基準に適合していることを確認し、その内容を記録する。
9. 報告書	なし	(1) アスベスト処理作業内容について、必要に応じ写真撮影や報告書作成を行い提出する。

盛岡市中央卸売市場跡地全体図



【①～⑧】・・・アスベスト含有建材使用建物